

令和6年1月24日

全国保健所長会 会員各位

全国保健所長会 会長
内田 勝彦

能登半島地震における被災者の健康を守る対応について（提言）

この度の能登半島地震における災害対応では、ライフラインや住居の復旧に相当な期間を要する自治体の住民を対象に避難者の受入れが進められています。

既に遠隔地の都道府県や自治体において、避難した被災者に対する健康管理を含めた支援の取組みが始まっていますが、さらにそれを充実させるため、全国保健所長会では、防ぎうる被害を最小限にすべく、被災自治体の保健活動に対する中長期の支援に協力していきたいと考えております。

つきましては、全国の保健所におかれましては、被災者に対する支援活動を円滑に進めるため、下記について、管内の自治体と十分な連携を図るようお願いします。

記

- 1 保健所は、被災者を受け入れる自治体と連携して、住民票に代わる避難者登録制度を活用するなど、被災者が地域住民と同等の保健医療福祉サービスを受け、健康的な生活を営めるよう配慮すること
- 2 保健所においては、被災者の健康相談に関する窓口を設けるとともに、郡市医師会や医療・福祉関係者等と連携して、障害児者や高齢者を含めた医療・介護・福祉サービスに関する広域的な調整を行うなど、避難先自治体の保健医療活動を支援すること
- 3 保健所や自治体は、避難中のメンタルヘルス不調の予防、早期発見および重症化予防のために、被災者主体の活動の場や集まりの場をもうけるなど、被災者同士の相互支援の体制を構築する。なお、受入自治体では、避難前のコミュニティ単位や生活していた地域を尊重する単位で受け入れられることが望ましい
- 4 保健所や自治体は、自主的な避難など災害救助法の対象から外れる被災者に対しても、必要な健康管理を含め丁寧に対応するよう努めること
- 5 会員各位におかれては、災害対応のため過酷な勤務環境に晒されている被災自治体の職員が疲弊しないよう、非被災自治体の保健所を含めた協力により保健医療福祉活動調整等の継続的な支援を行い、持続可能な心身の健康管理に十分配慮すること

以上の活動については、別紙を参照していただくようお願いします。

能登半島地震における被災者の健康を守る対応、受入市区町村、保健所の具体的役割（例示）

被災者に対する支援活動において、受入市区町村や保健所で配慮が必要と思われる事項を例示しました

1. 受入市区町村の役割

1) 避難者の登録

避難者の登録を行い、被支援者の台帳を作成する。

自治体として被災自治体から受入を行った避難者に加えて、自主避難者も対象とする。

避難元の自治体からの名簿提供を受けるとともに、自主避難の避難者の登録を積極的に促す。

2) 避難者への健康相談等

避難者の健康状態の把握に努め、必要に応じて健康上の問題を抱える避難者の相談対応、訪問対応、医療機関受診調整を行う。

3) 保健医療福祉サービスの実施

登録した台帳を元に、母子保健法、高齢者医療確保法、健康増進法による健康診査・検診等の保健事業※や予防接種法による定期・臨時の予防接種について、避難者へのサービスを提供する。

※保健事業 妊婦訪問、妊婦健診、産婦健診、産後ケア、乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、特定健康診査、特定保健指導、がん検診、骨粗鬆症検診、歯科検診、各種相談指導・訪問指導事業など

4) 被災者同士の相互支援の体制の構築

避難地域に避難者が集う場所を設置し、定期的に会合や行事を実施できるようにする。

必要に応じて、市町村社会福祉協議会等と連携する。

地域で集っている場等を活用し、地域住民と交流することも有効である。

また、会場にて健康相談等の健康管理をあわせて実施することも有効と考えられる。

5) 避難元自治体との連携

登録した台帳の情報、健康相談、医療機関受診等の内容は、本人同意の上、避難元の自治体に提供する。実施した保健医療福祉サービスの結果（検診結果等）は、法の定めに基づいて避難元の自治体に提供する。

2. 受入市町村を管内（あるいは同一自治体）に持つ保健所の役割

1) 総合相談窓口の設置

総合相談窓口（電話・来所）を設けて避難者の対応を行う。

内容によっては、市町村や医療機関、包括支援センターなど、必要な関係機関を紹介する。

また、必要に応じて、精神保健福祉に関する相談を行う。

2) 市町村保健活動の伴走型支援

都道府県保健所は、市町村の避難者に対する保健活動の伴走型支援を行う。

具体例としては、相談、訪問活動の共同実施、障害児者や高齢者を含めた保健・医療・介護・福祉サービスに関する広域的な調整等が考えられる。

3) 市区型保健所の庁内調整

市区の保健衛生部局・福祉部局で避難者に対する保健医療福祉に関する業務の役割分担を行い、保健所は割り当てられた活動を実施するとともに、庁内の保健・医療・福祉等の部署間の調整を行う。